

業務監査報告書

(自 平成 21 年 1 月 1 日)
至 平成 21 年 12 月 31 日)

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

平成22年4月19日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

有限責任監査法人 トーマツ

社員 公認会計士 畝 井 俊 樹



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号及び4号の業務（以下「第3号及び4号業務」という。）並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務監査を実施いたしましたので、以下の通りご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したのではなく、また、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証することを目的としたものではありません。

なお、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I. 業務監査の概要	1
1. 業務監査実施概要	1
(1) 業務監査の目的	1
(2) 業務監査の範囲及び方法	1
2. 業務監査の対象	1
3. 業務監査の方法	1
4. 業務監査の対象期間	2
5. 業務監査の実施期間	2
II. 調査結果	3
(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査	3
(2) 支 払	1 2
(3) 資金運用の調査	2 0
(4) 資金管理法人（資金管理センター）の一般管理に係る調査	2 4
(5) 再資源化支援部の調査	2 5
(6) 情報管理部の調査	2 7

I. 業務監査の概要

1. 業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理センターの業務及び再資源化支援部の第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したのではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 業務監査の対象

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 業務監査の方法

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行なっている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 業務監査の対象期間

平成21年1月1日から平成21年12月31日

5. 業務監査の実施期間

平成21年12月14日から平成22年4月5日

<利用にあたっての留意事項>

本報告書でいう業務監査は、契約の委嘱者と受嘱者の当事者間において合意された手続によって実施したものであり、資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部のすべての業務を対象としたものではなく、調査対象とした業務についても、業務の適切性や信頼性についていかなる保証を与えるものではない。

また、本報告書の調査結果に記載された内容は、何らかの規準に照らして判断したのではなく合意された手続を実施した結果を記載したものであり、結論の表明を行っているものではない。

なお、本報告書は、JARCの内部利用目的で作成されたものであり、この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して有限責任監査法人トーマツはいかなる責任を負うものではない。

II. 調査結果

(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査

< 預託金の收受 >

① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

< 手 続 >

【自動車メーカー・インポーター経由（新車時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー収納入金確定情報、預金明細表とをサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 1ヶ月の入金累計と仕訳票（メーカー収納）とをサンプルについて照合する。違算が生じた場合、自動車メーカー・インポーター等への照会が業務マニュアル（再資源化預託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル）に準拠して行われていることをサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていることをサンプルについて確かめる。

【並行輸入（新車時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（払込票郵送型収納）と照合する。預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。

【口座引落収納（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。

- 預託金の入金額と仕訳票（口座引落収納）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消し込みされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票（SPC収納）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消し込みされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票（セブンイレブン収納）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消し込みされていることをサンプルについて確かめる。

【郵便局収納（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」入金明細情報とサンプルについて照合する。
- 預託金の入金額と仕訳票（郵便局収納）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消し込みされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

【自動車メーカー・インポーター経由】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー収納入金確定情報、預金明細表とを12件のサンプルを抽出して照合した結果、3件のサンプルについて差異が生じていた。
- これらの差異の原因は「メーカー収納入金確定情報」に記載されており、うち2件は督促を要するものあるいは追加の会計処理を要するものではないことを確かめた。また、残り1件の3月預託分については、装備情報の修正追加入金分であり、自動車メーカーからの通知である「リサイクル料金入金連絡書」、「仕訳票（入金情報個別登録・取消）」、振替伝票を照合し、追加の会計処理がなされていることを確認した。
- リサイクル料金の1ヶ月の入金累計について、仕訳票（メーカー収納）の入金予定額合計とメーカー収納入金明細のリサイクル料金の合計金額とを1月から12月までの各月について照合した結果、3月、5月、6月、10月について双方の金額が一致しなかった。
- これらの違算は、月次で「メーカー収納 入金確定情報＊月預託分」に基づいて違算内容が把握され、業務マニュアルに従い修正されていた。また、違算の原因が「リサイクル料金返還管理表」に記載されていることを確かめた。
- 平成21年1月から12月の入金予定日と実際の入金日に差異のあるものについて内容を把握し、経理チームの対応を記載した「メーカー収納 入金確定情報2008年度 2009年度」を閲覧した結果、期限までに入金していないものについて自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていた。

【並行輸入（新車時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成21年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（払込票郵送型収納）と照合した結果、一致した。

【口座引落収納（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票（口座引落収納）とは一致しなかった。口座収納の残高が不足している場合引落しが行われない等、不一致となる要因があるため、「JCB振替表」を作成し、両者の整合性を検証していることを12件のサンプルについて確認した。
- 2回目の引落しまでに入金されたものについては、JCB振替表に基づいて後日入金の消し込みがなされていることを確かめた。2回目の引落しで引落不能となった場合には、引落不能管理対象として、収納代行業者であるオリコへ伝達していることを確かめた。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票（振替伝票）、預金明細表、入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票（SPC収納）は一致しなかった。これは、仕訳票の集計額とJARCへの入金額の集計期間が異なることから生じるものとの説明を受けた。経理係では、決算残高明細資料を作成し、両者の期間のズレを調整して一致するかを確認していることを12件のサンプルについて確かめた。
- 2月、3月、4月に不一致が生じていたが、決算残高明細資料に差異の原因が記載されていることを確かめた。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票（振替伝票）・預金明細表・入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額は、仕訳票（セブンイレブン収納）とは一致しなかった。これは、仕訳票の集計額とJARCへの入金額の集計期間が異なることから生じるものとの説明を受けた。経理係では、決算残高明細資料を作成し、両者の期間のズレを調整して一致するかを確認していることを12件のサンプルについて確かめた。

- 決算残高明細資料を査閲したところ平成21年1月から12月の仕訳票と入金額との間には、期間のズレ以外の要因による差異は生じていなかった。

【郵便局収納（引取時預託）】

- 平成21年1月から12月の期間におけるリサイクル料金の入金額について入金会計伝票、「郵便振替受払通知票」、郵便局収納明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成21年1月から12月の期間における預託金の入金額と仕訳票（郵便局収納）を照合した結果、一致した。

② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手続>

- 平成21年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報について、未収金管理表に基づきオリコへメール等により伝達されていることをサンプルについて確かめる。
- 督促により入金があった場合、ゆうちょ銀行振込みについてはオリコ入金消込表と払込取扱票を照合する。コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）を照合する。
- 入金がない場合、未入金一覧リストを管理しているかをサンプルについて確かめる。
- 引き落とし不能が発生した場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成21年1月から12月について、収納代行業者において引落不可となった情報について未収金管理表に基づき、オリコへ伝達するためのデータが作成されていることを12件のサンプルについて確かめた。
- 督促により入金があったものについて12件サンプルを抽出し、ゆうちょ銀行振込みについてはオリコ入金消込表と払込取扱票、また、コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）とを照合した結果、一致した。

- 入金がない場合には、未入金一覧リストに記載され、入金されるまで追跡管理されていることを5件のサンプルについて確かめた。
- 引き落とし不能が発生した場合、JARCから自動車再資源化協力機構に対して「自動車リサイクルシステム預託業務停止処理依頼書」をメールにて送り、預託業務（預託申請・リサイクル券発行）の停止が完了したら先方からメールにて完了報告書が送られていることをサンプルで4件確かめた。

③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

【自治体】

<手続>

- 平成21年1月から12月の申込者（自治体）について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることをサンプルについて確かめる。
- 自治体からの申請後2ヶ月以内に入金がなされていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が行われていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、督促が行われていることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の未収入金残高の管理が行われていることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月について、コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、申込データを登録し引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ遅滞なく（受付日から4日前後で）送付していることを、資金管理センターがモニターしており、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 自治体入金管理表V1における平成21年1月から12月までの各月の預託から1件ずつ（計12件）サンプルを抽出し、放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。

- 上記サンプルについて、自治体からの申請後2ヶ月以内に入金されていることについて確認した結果、2ヶ月以内に入金がされていないものが2件あった。
- 申請から2ヶ月以内に入金がない上記2件のサンプルについて、当該自治体へ督促が行われているかを確認した結果、電話による督促が行われ、その内容が自治体管理表VIの督促アウト欄に記載されていることを確かめた。
- サンプル中には、預託申請額と入金額に不一致が生じたものはなかった。
- 自治体未収入金の管理は、自治体入金管理表VIにより行われているとの説明を受けた。各月の未収入金－自治体の総勘定元帳残高と自治体入金管理表VIの残高は整合していた。
- 上記12件のサンプルについて預託申請後、遅滞なく（受付日から4日前後で）引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ送付していることを確認した結果、遅滞なく送付されていることを確かめた。
- 資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、＜コンタクトセンターの管理＞参照。

【防衛省】

<手続>

- 平成21年1月から12月の間で防衛省との契約が行われていることをサンプルについて確かめる。
- 防衛省から契約書受領後2ヶ月以内に入金していることを上記のサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 防衛省廃棄車両リストから申請日が平成21年1月から12月のものについて、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊につき各1件サンプルを抽出して確認した結果、いずれも契約書が取り交わされていることを確認した。
- 上記サンプルについて、契約書受領後2ヶ月以内に入金していることを確かめた。

< 預託申請取消 >

④ 預託申請取消案件の適正処理（事業者による取消）

< 手 続 >

- 平成21年1月から12月のゆうちょ銀行振替による預託金の取消について、リサイクルシステムから郵便局収納返金対象金額情報と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認していることをサンプルについて確かめる。
- ゆうちょ銀行経由での返金について、管理者による承認が行われていることをサンプルについて確かめる。

< 調査結果 >

- 平成21年1月から12月の郵便振替による預託金の取消について、郵便振替払出書が出力されていることを確認し、管理者により郵便局収納返金対象金額情報および会計伝票の承認が行われていることを確かめた。
- 郵便局収納預託金返金ファイルについて、管理者による承認が行われていることを確かめた。

⑤ 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理

< 手 続 >

- 平成21年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - 申請者からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - システムの取消手続
 - 管理者の承認手続
- 平成21年1月から12月の預託返金が次の所定の手続に従い管理者の承認に基づき出金処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - 経理へ返金処理依頼し、システム処理と経理処理が同月内に実施されていることの確認
 - 管理票のステータス変更手続

- ・ 管理者の承認手続
- ・ 送金手続
- ・ 平成21年1月から12月の預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを、リサイクル料金返金管理表またはSPC二重支払返金管理表により、サンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 平成21年1月から12月の誤預託に伴う預託申請取消について、12件のサンプルを抽出して申請者からの申請書を返金金額等精算請求書により確認し、リサイクル料金訂正リスト兼返金申請リストによりシステムの取消手続きを確かめた。
- ・ 平成21年1月から12月の預託返金について、12件のサンプルを抽出して預託返金が所定の手続きに従い経理への返金処理依頼が作成されていること、メーカー修正を除いて同月内に振込明細データが作成され管理者の承認手続きがなされていること、出金処理されていることを確かめた。
- ・ 平成21年1月から12月の預託取消について12件のサンプルを抽出して、預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを確かめた。

⑥ 誤預託等に伴う過去に生じた不明差異の適正処理

<手続>

- ・ 平成21年1月から3月の総勘定元帳・未収入金一個別登録勘定の残高と未収入金一個別登録 残高内訳明細の残高が一致していることを確かめる。
- ・ 平成21年4月から5月の総勘定元帳・未収入金一個別登録勘定の残高と未収入金一個別登録 明細表の残高が一致していることを確かめる。
- ・ 平成21年6月から12月の総勘定元帳・未収入金一個別登録勘定の残高と未収入金一個別登録 明細表の残高が一致していること及び総勘定元帳・未払金一個別登録勘定に動きがないことを確かめる。

<調査結果>

- 平成21年1月から3月の総勘定元帳・未収入金個別登録勘定の残高と未収入金個別登録 残高内訳明細の残高を照合した結果、1月及び2月は一致したが、3月は一致しなかった。差異金額は、未収入金の貸方残高を未払金へ振り替えた金額と同額であった。
- 平成21年4月から5月の総勘定元帳・未収入金個別登録勘定の残高と未収入金個別登録 明細表の残高を照合した結果、各月とも一致した。
- 平成21年6月から12月の総勘定元帳・未収入金個別登録勘定の残高と未収入金個別登録 明細表の残高を照合した結果一致した。また、平成21年6月から総勘定元帳・未払金 個別登録勘定に残高の増減はなかった。

(2) 支 払

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡>

① エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成21年1月から12月の再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」という。）から出力される払渡通知書及び自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成21年1月から12月の再資源化等預託金の払渡について、システムから出力される仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）とシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額が一致していることを確かめた。
- システムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡金額通知書、再資源化等預託金の払渡金額請求書及び振込明細データと一致していることを確かめた。

- 支払について抽出したサンプルのすべてで、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成21年1月から12月の情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理部からの請求書に基づいて資金管理センターから情報管理部へなされていることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月のシステムからの出力帳票を修正した金額が請求された場合は、その理由が記載され承認を受けていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成21年1月から12月の情報管理料金の払渡について、システムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、又は承認後に出力される情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧との金額の一致を確かめた。
- なお、情報管理料金の払渡については、システムからの出力帳票である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧、に部長承認を受け、システムに承認入力した後、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、を出力していた。さらに部長承認後にも再度、情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧を出力していた。
- 各月1件について、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、と情報管理料金の払渡請求書、情報管理料金の払渡通知書及び振込明細データとの金額の一致を確かめた。
- 抽出した支払のすべてのサンプルについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。
- 業務監査の対象期間内において、システムからの出力帳票を修正した金額が請求されたことはないとの説明を担当者から受けた。

<特定再資源化預託金等の出えん>

③ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証

<手続>

- 平成21年1月から12月の特定再資源化預託金等の発生状況を記載し関連部署へ連絡していることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えんが、以下の所定の手続により行われていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 離島対策等支援事業（再資源化支援部）及び情報管理業務（情報管理部）について、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会、評議員会での審議等を経て主務大臣の承認
 - ・ 出えん金額等の通知と資金の指定口座への送金

<調査結果>

- 特定再資源化預託金等の発生状況について、資金管理センター財務計画チームから情報管理部及び再資源化支援部へ電子メールにより連絡していることを、3月分（3月末時点残高）、6月分（6月末時点残高）、9月分（9月末時点残高）、12月分（12月末時点残高）の電子メールのコピー、及びその電子メールの添付ファイルである「特定再資源化預託金等の発生状況」を閲覧することにより確かめた。
- 離島対策等支援事業（再資源化支援部）、情報管理業務（情報管理部）、資金管理事業（資金管理センター）に係る出えんについては、第14回離島対策等検討会（平成20年12月9日）、第27回資金管理業務諮問委員会（平成20年12月22日）、第28回資金管理業務諮問委員会（平成21年3月17日）、第35回理事会（平成21年3月26日）及び第38回評議員会（平成21年3月26日）の議事録を閲覧し、審議、承認が行われていることを確かめた。
- 「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」を閲覧することにより、特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、大臣承認が行われていることを確かめた。

- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された出えんについて、資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部へ出えん通知書が送付されており、さらにこの出えん通知書の出えん金額の総額が「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していることを確かめた。
- 払戻請求書及び振込依頼書を閲覧することにより、資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部への資金移動が、管理者の承認のもと行われていることを確かめた。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

④ 業務プロセスの検証

<手続>

- 平成21年1月から12月の資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みが構築されていることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の他法人（指定法人を含む）との次の共通費用が関係者（法人間調整会議）で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - ・ 外部ネットワーク運営費
 - ・ システム・改修保守費用
 - ・ データセンター運営費

<調査結果>

- 担当者に対する質問により、二重払いを防止するため支払処理済の請求書については処理済印を押印しており、支払漏れを防止するために「請求書管理表」を作成し、支払処理の網羅性について確認しているとの回答を得た。また、1月末支払分から12月末支払分の請求書の綴りを査閲し、請求管理表が作成されていること、請求管理表の合計額と振込明細データの金額が一致していることを確かめた。
- 法人間調整会議議事録及び支払内訳を査閲し、1月から3月の外部ネットワーク運営費が平成19年10月26日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていることを確かめた。

- 法人間調整会議議事録及び支払内訳を査閲し、4月から12月の外部ネットワーク運営費、システム・改修保守費用及びデータセンター運営費が、平成20年10月23日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていること確かめた。

<費用配分>

⑤ 特定費用の按分計上

<手続>

- 平成21年1月から12月の資金管理料金の下記の費用について、費用按分が件数実績に基づいて行われていることをサンプルについて確かめる。
- リサイクル料金等収納手数料（「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に按分）
- 登録情報等取得費（「新車購入時預託関連費」と「その他の事業費」に按分）

<調査結果>

- リサイクル料金等収納手数料のうち郵便局収納の新車並行輸入分について、振替伝票を査閲したところ、平成21年2月19日と平成21年12月16日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が新車購入時預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうち郵便局収納の引取分について、振替伝票を閲覧したところ、平成21年2月3日と平成21年12月9日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうちセブンイレブン収納分について、振替伝票を閲覧したところ平成21年2月12日と平成21年12月15日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に按分されることなく、引取時預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうちSPC収納分について、振替伝票を閲覧したところ計算期間が平成21年2月1日から平成21年2月5日と平成21年12月1日から平成21年12月5日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に按分されることなく、引取時預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。

- リサイクル料金等収納手数料のうちJCB収納分について、振替伝票を閲覧したところ平成21年1月30日と平成21年12月2日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時預託リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- 登録情報等取得費について、1月支払分と11月支払分に係る【自動車検査登録協会】按分計算表（エクセルで作成）を用いて、リサイクルシステムから出力される登録自動車（リサイクルシステムのモニタリング台数）に基づいて算出された新規台数及び変更台数の比率で「新車購入時預託関連費」と「その他の事業費」の費用按分が行われていることを確かめた。
- また、自動車検査登録協会から送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめた。

<コンタクトセンターの管理>

⑥ 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

<手続>

- 平成21年1月から12月のコンタクトセンターの下記業務について資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。（資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。）
 - 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
 - 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
 - コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確認する。

<調査結果>

- 「コンタクトセンター等への委託業務」において、業務報告の頻度、問題発生時の対応についての記載があることを確かめた。
- コンタクトセンターの管理・監督状況について担当者へ質問し、毎月1回コンタクトセンターを訪問し進捗状況の確認と必要書類（申請書等）の管理状況の把握を行っているとの回答を得た。
- 管理状況をさらに補足するためにサンプルとしてコンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」（10月分）を査閲することにより、サンプルについて1週間以内に料金設定完了が行われていることを確かめた。

- 「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応Gr稼働報告」（運用委員会資料）及び「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績（台数）」の1月、3月、9月及び11月分を査閲するとともに、資金管理センターの担当者に質問し、担当者がコンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っていることを確かめた。
- エスカレーション対応について、6月30日から7月25日のコールセンターの受付票からサンプルを12件抽出し、3件を除き、受付日から3営業日以内に回答が行われていることを確認した。3営業日以内に回答されていなかった3件についても、自動車リサイクル促進センターの処理遅延によるものでないことを確かめた。

<中古車輸出の取戻し対応>

- ⑦ 処理状況（受付から処理済までの日数、その他）

<手 続>

- 平成21年1月から12月の取戻申請者からの申請が中古車輸出返還業務マニュアルに定められた所定の手続に基づき処理されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還がシステムから出力される取戻し審査結果通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還が振込期日に指定口座へ振込まれていることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の振込み不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 担当者へのヒアリング及びサンプルの検証により、中古車輸出返還業務マニュアルに基づき、輸出返還事務センターに以下の書類が備え付けられていることを確かめた。
 - ① 返還申請書
 - ② 輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し
 - ③ 輸出許可通知書の写し

④ 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写し

- 4月、6月、10月及び12月分の「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」からそれぞれ1件のサンプルを抽出し、輸出返還事務センターに上記の①から④の書類が保管されていることを確かめるとともに、振込明細データを閲覧することにより、所定の振込期日及び口座に振込手続が行われていることを確かめた。
- 4月、6月、8月及び10月に振込不能となったものについて、振込・送金（組戻・変更）依頼書を閲覧し、再振込の手続が行われていることを確かめた。

⑧ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手続>

- 平成21年1月から12月の中古車輸出に係る事務手続が行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- 平成21年1月から12月の委託業務の管理状況について、輸出返還事務センターを所掌する管理者に質問し業務管理マニュアルに沿って委託先の管理を行っていることを関連書類（輸出返還月次報告及び輸出返還事務センターの業務確認報告）の閲覧により確かめる。
- 平成21年1月から12月の委託先からの月次報告書を査閲する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルに沿って行われているかを平成21年1月から12月の報告書の査閲により確かめる。
- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確認する。

<調査結果>

- 担当者への質問により輸出返還事務センター業務に係る受託者である日本アイ・ピー・エムからの「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を利用して管理・監督しているとの回答を得た。
- 担当者への質問により業務管理マニュアルに沿って委託先を管理しているとの回答を得たうえで、「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を査閲し、問題が記載されていないことを確かめた。

- 3月、6月、8月、11月分のサービス確認書及び受託者からの請求書を閲覧し、返還申請対応件数が「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」と整合していることを確認したうえで、係長が承認していることを確かめた。
- 3月、6月、8月、11月分の輸出返還月次報告を閲覧し、特に問題点の記述はないことを確かめた。

(3) 資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

① 運用の基本方針の遵守

<手 続>

- 「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲のうえ、平成21年1月から12月のリスク管理月次報告書が管理者へ報告され承認されていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 再資源化預託金等の運用の基本方針を査閲した。
- 「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理（報告）」の平成21年1月度から12月度までの12件をサンプルとして抽出した結果、理事までの承認を受けていることを確かめた。

② 運用計画の遵守

<手 続>

- 平成21年1月から12月において、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおり行われていることを確かめる。
- 平成21年1月から12月の運用実績を査閲し、再資源化預託金等運用会議で承認された運用計画（運用期間、運用可能額、債券等取得計画）への遵守状況を確認する。

- 平成21年1月から12月において、再資源化預託金等運用計画会議が定期的（月2回）に開催され、運用期間、運用可能額・債券等取得計画、債券購入実績が再資源化預託金等運用会議で承認又は報告されていることを確かめる。

<調査結果>

- 資金繰り・運用可能額算出については、平成21年1月19日、平成21年7月13日、平成21年9月11日及び平成21年12月10日開催分に係る「再資源化預託金等の運用計画会議」の添付資料である運用可能額見込みの表と経理係作成の口座残高管理表及び資産管理サービス信託銀行から送付される資産管理サービス信託銀行資金繰表と突合せを実施して、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおりに実施されていることを確かめた。
- 平成21年1月から12月の運用実績について、運用計画会議の資料を各月1件サンプルとして抽出し債券取引明細表に記載された金額を査閲した結果、運用実績が運用会議で承認された運用計画の運用可能額の範囲内であった。
- 平成21年1月から12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲し、再資源化預託金等運用計画会議が定期的（月2回）に開催されていることを確かめた。
- 平成21年1月から平成21年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲し、運用期間、運用可能額、債券等取得計画及び債券購入実績が再資源化預託金等運用会議で承認又は報告されていることを確かめた。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手続>

- 資金運用マニュアルを査閲する。
- 平成21年1月から12月の金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に従って行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 資金運用マニュアルを査閲した。

- 「最良執行検証」に基づき、平成21年1月21日から平成21年12月24日までの期間における運用実績から任意で12件サンプルを抽出し、引合確認書と突合せし金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に則って実施されていることを確かめた。

④ 日常の事務処理

<手続>

- 平成21年1月から12月の運用の実行が、業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に規定される承認のもと、事務処理が行われているかを確かめる。
- 平成21年1月から12月のバックオフィス業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（バックオフィス業務））に定める所定の手続に従い実施されていることをサンプルについて確かめる。
 - 証券会社からの約定確認書と約定プロッターとの照合
 - 債券取引明細表の内容チェックと管理者の承認
 - 運用指図書の特CSBへのFAXとファイルの保管状況
 - TCSBからの追加信託金受領書の入手
 - 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）の照合と管理者による承認
- 平成21年1月から12月のリスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（リスク管理））に定める所定の手続により実施されていることを確かめる。
 - 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
 - 証券会社の定期的な評価の実施

<調査結果>

- 平成21年1月から12月の運用の実行について、運用係が作成した約定プロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力証憑である債券取引明細書及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管されており、下記を除き債券取引明細表及び運用指図書について部長による承認が行われていることを確かめた。

- 平成21年3月26日の債券取引明細表と運用指図書については、部長の承認はなく、代理権者である課長による承認が行われていることを確かめた。代理承認について、その理由の説明を受けた。
- 平成21年11月19日の運用指図書については、部長の承認印を確かめることができなかった。これにつき、単なる押印の失念である旨の説明を受けた。
- 平成21年1月から12月までの期間における運用実績から各月1件ずつサンプルを抽出し、証券会社からの約定確認書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書のFAXとファイルの保管状況を査閲することにより、下記を除きバックオフィス業務が所定の手続に従い実施されていることを確かめた。
- 平成21年3月26日の債券取引明細表と運用指図書については、部長の承認はなく、代理権者である課長による承認が行われていた。代理承認について、その理由の説明を受けた。
- 下記を除き月次でTCSBから追加信託金受領書入手し、管理者の押印がなされて保管されていることを確かめた。
- 平成21年3月については、追加信託がなかったことから、追加信託金受領書入手し保管されていることを確かめることができなかった。
- 平成21年1月から12月までの期間から各月1件のサンプルを抽出し、「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」を査閲し、下記を除き、両者の照合及び管理者による承認が行われていることを確かめた。
- 平成21年3月について、「債券残高明細表」と「信託財産運用状況報告書（決算）」の照合は行われていたものの、あるべき債券分類に修正した後の「信託財産運用状況報告書（決算）」には、担当者印及び管理者による承認印を確かめることはできなかった。
- 平成21年4月について、「債券残高明細表」と「信託財産運用状況報告書（決算）」の照合は行われていたものの、あるべき債券分類に修正した後の「信託財産運用状況報告書（決算）」には、担当者印及び管理者による承認印を確認することはできなかった。
- 運用対象資産の取得時には、最良執行検証を行い日次で検証していることを確かめた。

- 週次でのリスク管理報告について、平成21年1月から12月の週次報告書のうち任意にサンプル5件について査閲した結果、週次での約定実績に基づいて、最良執行検証結果、運用対象資産検証結果、格付条件の変更の有無、関連法令の順守状況、事務処理ミス報告、システム障害の有無等について週次でリスク管理及び報告を実施していた。
- 月次でのリスク管理報告について、平成21年1月から12月の月次報告書を12件査閲した結果、運用対象資産の取得時の検証結果、運用対象資産の格付変動の検証結果、事務処理ミスの検証結果、関連法令等の遵守状況の検証結果、電算システムの障害の有無等、ラダー型運用の検証結果、種別構成比率の検証結果、1発行体当たりの資産保有総額の検証結果、証券会社別発注比率の検証結果等について管理者への報告がなされマニュアルに定める所定の手続に従い実施されていた。
- 証券会社の評価については、平成21年4月30日及び平成21年10月29日に「証券会社再評価会議」を開催し、評価及び入替の必要性を検討していることを議事録の査閲により確かめた。

(4) 資金管理人（資金管理センター）の一般管理に係る調査

< 調達規則の遵守状況 >

① 調達規則の遵守状況の検証

< 手 続 >

- 平成21年1月から12月の総勘定元帳から支出項目について、一定金額以上の新規支出のサンプルを抽出し、調達規則に従って契約が締結されていることを確かめる。

< 調査結果 >

- 平成21年1月から12月の資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出について6件をサンプル抽出し、調達規則に則して契約手続がなされていることを確かめた。

< 情報公開規則 >

② 情報公開規則の遵守状況の検証

<手 続>

- 情報公開規則及び遵守マニュアルを査閲する。
- 平成21年1月から12月の情報公開が情報公開規則及び情報公開請求取扱マニュアルに従って行われたことをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 情報公開規則及び遵守マニュアルを査閲し、情報公開規則第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成21年12月14日に閲覧して確かめた。
- 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」のサンプル12件について、情報公開規則及び遵守マニュアルに従って手続がなされていることを確かめた。

<稟議決裁規則の遵守状況>

③ 稟議決裁規則の遵守状況の検証

<手 続>

- 稟議書を査閲する。
- 平成21年1月から12月の稟議書が稟議決裁規則に従って作成・決裁されていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 稟議書ファイルに綴られている稟議書起案番号表及び稟議書を査閲した。
- 平成21年1月から12月の稟議書からサンプルを6件抽出して、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

(5) 再資源化支援部の調査

<法第106条3号業務（入金）>

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手 続>

- 平成21年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 再資源化支援部から資金管理センターへ出えん金の送金の依頼をしていることを稟議書及び「出えん金の振込先口座について 平成21年6月1日 再支一第09-008」を査閲して確かめた。また、資金管理センターから再資源化支援部への特定再資源化預託金等の出えん金の送金について出えん通知書（平成21年5月29日 JARC資金第09-02号）を査閲し、また入出金明細を確認して、出えん金が6月4日に再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめた。

<法第106条3号及び4号業務（出えん業務及び支払並びに求償入金）>

② 出えん業務及び計上・支払状況並びに求償入金状況

<手 続>

- 平成21年1月から12月の離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務及び不法投棄等対策支援に係る地方公共団体との求償に係る業務が業務マニュアルに沿って行われていること並びに出えん業務運営費が管理者の承認を経て支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに定められた手続により当該対象市町村へ支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 不法投棄等対策支援業務に係る求償入金を確かめる。

<調査結果>

- 離島対策支援業務について12件のサンプルを抽出し、離島対策支援事業協力申請書、離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書、離島対策支援事業協力資金予定連絡書及び振込明細を査閲することにより、サンプルについて離島対策支援事業の出えん金が、業務マニュアルに定められた手続により離島市町村へ支払われていることを確かめた。

- 出えん業務運営費（調査費）の内、出張旅費について12件のサンプルを抽出し、国内出張伺い（命令書）・仮払請求書（控）及び出張旅費報告書を査閲し、出張旅費の支払が所定の承認権者の承認を経て行われていることを確認した。
- 不法投棄等対策支援業務に係る求償については、稟議書を査閲し理事長代理として専務理事まで決裁をとっていることを確認した。平成19年度不法投棄等対策支援事業の返還金について自動車リサイクル促進センターから札幌市への返還金の請求書（平成21年3月13日）を確認し、平成21年4月30日に自動車リサイクル促進センター 再資源3-5号に入金されていることを確認した。

(6) 情報管理部の調査

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手続>

- 平成21年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が情報管理部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 特定再資源化預託金等の出えん金は、情報管理部の口座に入金されていた。

② 出えん業務及び計上・支払状況

<手続>

- 平成21年1月から12月のシステム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費が当該費用の当事者で合意された負担割合に基づき、請求金額に当該負担割合を乗じて情報管理部の負担額として算出された金額で支払われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成21年3月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム維持・運用費は、業者から請求書記載の金額に情報管理部の平成20年度の法人内負担割合41.92%を乗じたものと一致した。
また、システム改良費は、平成21年1月8日の法人間調整会議資料記載の金額に消費税額を加えた金額と一致した。
- 平成21年11月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム及びデータセンター運用保守関連費用は、業者からの請求書記載の金額より資金管理直課分を控除した額に情報管理部の平成21年度の法人内負担割合35.33%を乗じたものと一致した。
- 平成21年11月立替金入金依頼書記載のコンタクトセンター運営費につき、費用按分資料（業務実績による費用按分）を査閲し、コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について合意されていることを確かめた。
- 平成21年3月分及び11月分の情報管理部の負担額として算出された立替金入金依頼書の入金依頼額合計は、振込明細（総合振込）もしくはデータ振込・振替サービスご利用明細記載の振込金額と一致した。

以 上